

更新投資財源を確保するための方策

令和2年7月14日

総務省自治財政局公営企業課

料金の考え方

総括原価主義について(概要)

○ 公営企業の料金の設定に関しては、**総括原価主義**により定めるものとされている。

⇒ 公営企業の料金 = (狭義の) **原価** + **事業報酬**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、**地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの**でなければならない。

※「地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」の趣旨について、総務事務次官通知(昭和27年9月29日自乙発第245号)において、事業報酬である旨を明らかにしている。

(狭義の)原価の考え方

- 原価は、**営業費、支払利息等経営に要する費用**であって、いわゆる**資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でない**
- 原価は、あくまでも**合理的、能率的な経営のもとにおける原価**でなければならない
- **料金として回収する必要のないものは、料金原価に含ませるべきでない**

+

事業報酬の考え方

- 地方公営企業の健全な運営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、**適正な率の事業報酬**を含ませることが適当
- **外部資金に頼ることができない維持・改良等のための所要資金や災害に備えるための資金を内部に留保していくことが必要**

地方公営企業法令の規定等について①

地方公営企業法(昭和27年法律第292号) (抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価**を基礎とし、**地方公営企業の健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

【昭和41年改正以前の第2項】

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに当たっては、**地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない**。

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号 総務事務次官通知

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、**営業費、支払利息等経営に要する費用**であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で**必要な資金を内部に留保するため**、料金には、**適正な率の事業報酬**を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

地方公営企業法令の規定等について②(地方公営企業法逐条解説)

【原価について】

ここでいう原価は、資本報酬ないし事業報酬を含まない意味に使われていると解され、公益事業料金について一般に使用されている事業報酬を含んだ意味での総括原価よりも狭い。したがってこの場合の原価は損益計算上の費用すなわち営業費のほか支払利息等経営に要する費用をいうものである。原価主義とはこのような費用がすべて料金として回収されるに足るだけの料金水準を設定しなければならないということである。企業は損益計算上の費用全額が料金に算入されていても、企業債の元金償還、建設改良費等資金的に不足を生ずる場合があるが、このような資金需要はここにいう原価には含まれない。この資金需要は次に述べる事業報酬として処理される必要額が調達されるべきものである。

なお、料金コストを引き下げる目的で交付される国庫補助金や負担区分として一般会計等において負担する経費は料金原価に算入する必要はない。

(出典)改訂地方公営企業法逐条解説(平成10年)

地方公営企業法令の規定等について③(地方公営企業法逐条解説)

【事業報酬について】

地方公営企業は収益事業として行われる特殊のものを除き、一般に営利を目的とするものではないので利潤は必要でないといわれる。しかし公営企業の料金は、原価さえ回収されて損益収支がゼロになればそれでよいかということ必ずしもそうではない。地方公営企業のサービスの需要は社会経済の発展に伴って不断に増大していくものであり、このような需要の増大に即応してサービスの提供を継続していくためには、施設の建設拡張が必要となる。地方公営企業の建設改良資金は、その大部分を企業債によってまかなうものであるが、企業債原資との関係もあって企業債政策上も建設費の全額を企業債によって調達することは認められていない。たとえ企業債政策上建設費の全額について起債が認められるとしても、将来における利息の増大を考えるとその全額を借入金によることは企業の好ましい運営方法とはいえない。このような事情から建設改良費の一定部分は企業自身の経営の中から内部資金として留保し蓄積していく必要がある。(中略)このような内部留保は、会計上はコストそのものではなく、コストを上回る剰余であることは間違いない。しかしこの剰余は、余ったもの、なくてもよいものではなく企業の経営にとって必要なものである。この剰余に当たる部分が事業報酬と呼ばれ地方公営企業についても一定の事業報酬を料金に算入することが必要となってくる。

(出典)改訂地方公営企業法逐条解説(平成10年)

問 「健全な運営を確保することができる料金」とは具体的にはどういうことか。

答 地方公営企業は永続し、不断の需要増とサービス改善の要求に応じて拡大発展を遂げて行くべきものであり、また企業には通常災害その他不測の危険がつきまとうものである。したがって、地方公営企業は、外部資金に頼ることができない維持・改良等のための所要資金や災害に備えるための資金を内部に留保していくことが必要であり、このような内部留保資金を有しない企業は健全な運営をしているとはいえない。健全な運営を確保することができる料金とは、このような観点から、単に損益計算上収支ゼロとなる料金に止らず、上述のような所要内部留保資金を留保し得る料金でなければならないことを意味するものである。なお、この場合所要資金の留保とは、決して単なる資金収支上の不足額を便宜的に料金でまかなうことを意味するわけではなく、適正な事業報酬を料金におり込むことによって所要資金の留保を図るのである。

水道料金に係る法令等について

水道法(昭和32年法律第177号) (抄)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号) (抄)

第12条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額

ロ **事業報酬の額**

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

水道料金算定要領(平成27年2月改定 公益社団法人日本水道協会) (抄)

2. 総括原価 (1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

水道法における収支の見通しについて

■水道法第二十二條の四(新設)

水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

■水道法施行規則第十七條の四(新設)

水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間(次項において「算定期間」という。)を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造(当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。)の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

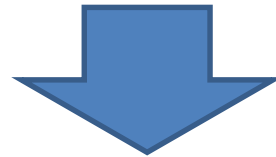
4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

水道法における料金の設定①について

○ 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとする。

※ 下線部を改正により追加。「健全な経営を確保」とは、適切な資産管理に基づき、水道施設の維持管理や計画的な更新などを行うとともに、水道事業の運営に必要な人材を確保し、継続的なサービスの提供が可能となるよう、水道事業を経営する状態をいう。



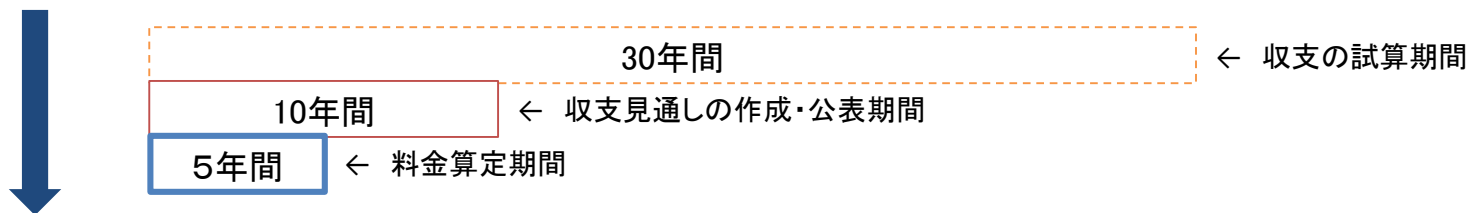
これを受けて、省令(水道料金の技術的細目)を改正し、料金の算定方法等を明確化
具体的には、以下を実施

- ① 資産維持費の定義を明確化(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額と規定。)
- ② 水道料金の設定方法(収支の試算を踏まえた設定、定期的な見直し)【詳細次ページ】
- ③ 地方公共団体以外の者が水道事業を営する場合の料金原価の算定方法

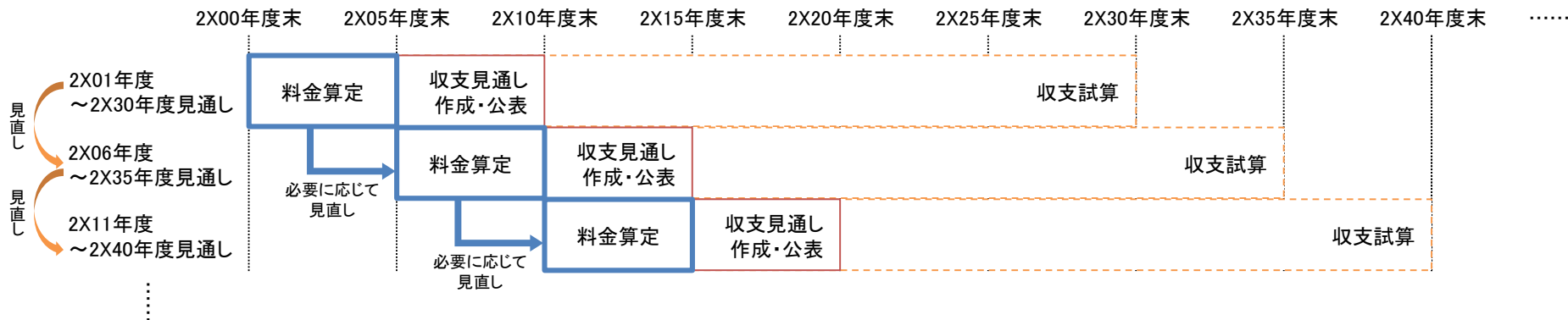
水道法における料金の設定②について

- 水道事業者は、まずは更新投資の費用を含む、長期的な収支の試算を実施。
- その上で、水道料金は、当該収支の試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであり、当該期間ごとの適切な時期に見直しを行うものである必要がある。
- 施行当初は、収支の試算が未了であることが想定されるため、従来と同様に「料金がおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること」との規定も設けている。
しかしながら、省令において、収支の試算に基づく料金設定と、定期的な見直しを求めていることから、速やかに省令を踏まえた料金設定方法を導入する必要。

1. 収支見通しの試算・作成・公表の期間、料金算定期間を設定（例）



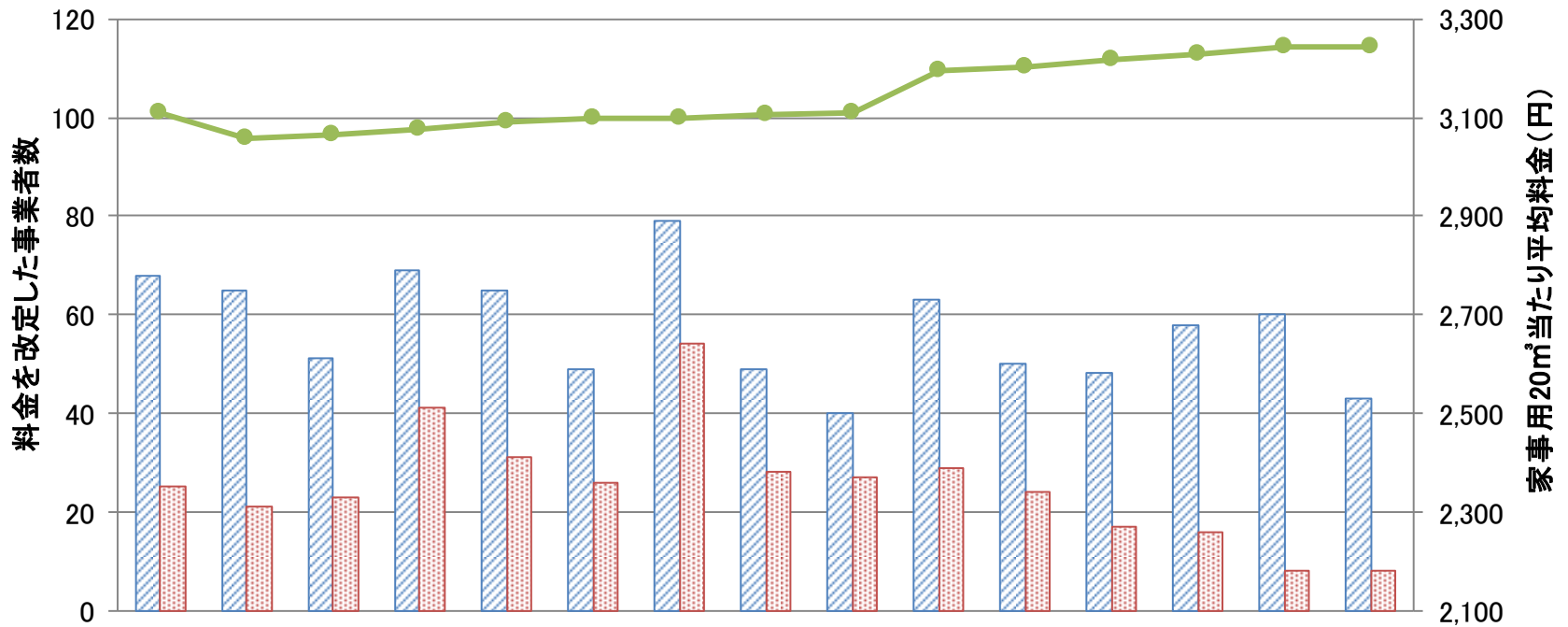
2. 上記期間に基づく、スケジュール



水道料金の改定状況について

○平成30年度に料金改訂を行った上水道の事業者数は51で、集計事業者に対する割合は約4.0%、平均改定率は約10.1%である。料金値下げは8事業者で実施。

○人口減少等の要因により料金収入が減少する事業者において、事業運営のために本来必要となる水道料金の値上げを実施しない場合、一般会計からの繰入れ(税金)による対応をとらない限り、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができず、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなる。



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
値上げ事業者数 ¹⁾	68	65	51	69	65	49	79	49	40	63	50	48	58	60	43
値下げ事業者数	25	21	23	41	31	26	54	28	27	29	24	17	16	8	8
全上水道事業者数	1,586	1,337	1,327	1,321	1,316	1,286	1,283	1,280	1,279	1,275	1,274	1,264	1,269	1,260	1,247
家事用20m ³ 平均料金(円)	3,109	3,056	3,065	3,077	3,090	3,096	3,099	3,107	3,109	3,196	3,202	3,215	3,228	3,244	3,241

1) 料金体系の改定を含む

2) 出典「水道料金表(平成31年4月1日現在)」公益社団法人 日本水道協会

資産維持費の考え方
(水道事業の場合)

水道事業における資産維持費とは

○ 資産維持費とは、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のため、事業内に再投資されるべき額のこと

○ 資産維持費の計算方法

資産維持費＝対象資産×資産維持率（3％を標準）

※①対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

②資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3％を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定する。

参考：日本水道協会「水道料金算定要領」（平成27年2月改訂）

（参考）資産維持率の検討について（日本水道協会「水道料金制度特別調査委員会報告書」（平成20年3月）より）

（中略）

将来の更新・再構築や新規設備投資の所要額を踏まえて財政シミュレーションを行い、適切な資産維持率の設定について検討

①財政シミュレーション

（中略）減価償却不足額等に対応するために必要な事業費の上乗せ率を、二とおりの方法によって算出

（i）過去の改良事業費と除却額の推移による推計

（ii）配水管布設費用の比較による推計

（中略）減価償却不足額等に対応するために必要な上乗せ率を100%とし、主に資金（キャッシュ）及び企業債の残高に着目してシミュレーションを行った。（中略）長期的更新需要と業務量等の実績値及び将来値をもとに、資産維持率を1%から5%まで変化させてシミュレーションを行った。

②シミュレーション結果の分析

（中略）資産維持率を3%に設定したcase-3.において、資金残高、企業債残高ともに現在の水準と大幅な変動を来すことなく、安定的な事業運営が可能であることが確認できた。

③見直しの方向

（中略）新しい水道料金算定要領においては、全国の平均的な水道事業者において、今後の更新・再構築事業を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、資産維持率3%を標準とし、これを総括原価に算入することとする。

水道事業における事業報酬(資産維持費)の変遷

年 月	内 容	資産維持率(事業報酬)の算定方式
昭和42年7月	水道料金算定要領が策定。水道料金の算定項目として 事業報酬 が示される。	事業報酬＝(施設改良費＋配水施設拡充費＋企業債償還金)－(減価償却費等による内部留保額＋工事負担金その他の特定収入)
昭和54年8月	水道料金算定要領が改正。事業報酬に代わって 資産維持費 が位置づけられる。	資産維持費＝企業債償還金＋減価償却不足額※＋その他事業維持に必要な額 ※減価償却不足額: 固定資産を時価に評価し直して減価償却を行い、取得原価で計上された既存の減価償却積立金との差額
平成9年10月	水道料金算定要領が改正。資産維持費の計算式が変更となる。	資産維持費＝対象資産× 資産維持率 資産維持率＝平均的な自己資本構成比率×繰入率
平成11年12月	水道法施行規則が改正され、資産維持費が 法的に位置づけ られる。	
平成20年3月	水道料金算定要領が改正。資産維持率の 標準的な数値として3% が位置づけられる。	資産維持費＝対象資産×資産維持率 資産維持率は3%を標準
平成27年2月	水道料金算定要領が改正。対象資産の考え方が修正される。	対象資産は、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とすると修正された。(算定式に変更無し)

水道事業における資産維持費の状況

- 水道法施行規則で算入することとされている資産維持費を算入していない事業者が約6割となっている。
- また、更新投資を行えていない事業者が全事業者の約半数程度いる中で、その理由として、8割以上の事業者が「財源不足」が原因と回答している。

○資産維持費の算入の有無

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)
算入している	527 (41.5%)
算入していない	742 (58.5%)

東京都、横浜市、北九州市等の大規模な事業者は資金収支方式により料金を算定しているため、資産維持費を算入していない傾向にある。

○資産維持率の設定の有無

資産維持率を設定しているか	回答事業者数 (N=508)
設定している	205 (40.4%)
設定していない	303 (59.6%)

○資産維持率の設定状況

資産維持率	回答事業者数 (N=198)
10%以上	11 (5.6%)
5%以上10%未満	9 (4.5%)
4%以上5%未満	2 (1.0%)
3%以上4%未満	34 (17.2%)
2%以上3%未満	22 (11.1%)
1%以上2%未満	55 (27.8%)
1%未満	65 (32.8%)

全回答事業者のうち資産維持率を3%以上設定し算入している団体は4.4% (56/1,269)

資産維持率を設定している団体のうち3%未満の団体が71.7% (142/198)

○更新投資の取組状況

更新投資を適切に行えているか	回答事業者数 (N=1,924)
行えている	656 (34.1%)
行えていない	863 (44.9%)
分からない	404 (21.0%)



更新投資を適切に行えていない理由	回答事業者数 (N=863)
財源不足	745 (86.3%)
職員数不足	505 (58.5%)
経営戦略・アセマネ未策定	285 (33.0%)
他の工事優先	220 (25.5%)
事業者不足	61 (7.1%)

※H29.4に実施した厚生労働省・総務省アンケート調査結果より抜粋

※H29.12に実施した総務省アンケート調査結果を基に作成。
 ※更新投資を適切に行えていない原因については、各事業者からの複数回答。

(参考) 料金算定の際の総括原価の算定方法

損益収支方式と資金収支方式

損益収支方式

営業費用※	関連収入控除
	減価償却費等
	支払利息
	資産維持費

料金対象

資金収支方式

関連収入控除	営業費用※
減価償却費等	
支払利息	
企業債元金償還金	建設改良費
特定収入 (工事負担金等)	

※営業費用
 =総費用(財務関連費用を除く。)
 - 関連事業及び附带収入

水道料金制度に関する
調査結果 (H29)

水道料金の総括原価の算出方法	事業者数	
損益収支方式	1,301	(71.8%)
資金収支方式	512	(28.2%)

建設改良に充てた国庫補助金の償却の取扱いについて

みなし償却制度について(昭和39年度～平成25年度)

- 「みなし償却制度とは、地方公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得したもののについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる制度である（地方公営企業法施行規則第8条第4項、第9条第3項）。」（出典）地方公営企業会計制度等研究会報告書（平成21年12月総務省）
- みなし償却を行うかどうかは、下記参考にあるとおり、それぞれの団体において決めるべきものとの考え方に立っていた。しかしながら、「みなし償却制度を採用した場合、貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないこととなり資産価値の実態を適切に表示していないこと」及び「その採用が地方公営企業の任意とされているため、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なってくる」（「地方公営企業会計制度等研究会報告書」（平成21年12月総務省）（抜粋））ことから、みなし償却制度は廃止された。

(参考)

みなし償却を行うべきかどうかについては、当該施設の耐用年数経過後に再投資を行おうとする場合に補助金の交付が受けられるか等が不明であること、また、実体資本の維持あるいは経営健全化の観点等から、これに消極的な見解がある。一方、みなし償却を行わないとすれば、補助金や負担金相当額が減価償却費として費用化され、料金に算入されることになり、補助目的、負担金徴収の趣旨等との関連で問題が生じる場合があるとする考え方もあり、一義的にどちらかに割り切れるだけのものがないのが現状である。従って、当該団体の経営状況、再投資に係る資金の見通し等を総合的に勘案し、それぞれの団体においてその採否を判断せざるを得ないものと考えられる。

(出典)水道事業における固定資産の減価償却に関する調査研究報告書(昭和60年2月財団法人自治総合センター)

水道事業における給水原価の算出方法

地方公営企業会計基準の見直しにより、平成26年度から**みなし償却制度を廃止**し、償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、**減価償却見合い分を、順次収益化**することとしたことに伴い、繰出基準における給水原価等の算出方法についても、平成28年度より下記のとおり改正。

○ 料金回収率 = (料金単価 / 給水原価) × 100 (法適・法非適で異なる)

料金単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

【法適用事業の場合】

給水原価 = { 経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費) - **長期前受金戻入** } ÷ 年間総有収水量

・経常費用の費用構成内訳

職員給与費、支払利息、**減価償却費**、動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、

路面復旧費、委託料、負担金、受水費、受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価、その他費用

【法非適用事業の場合】

給水原価 = (総費用 - 受託工事費 + **地方債償還金** - 繰上償還金分) ÷ 年間総有収水量

・総費用の費用構成内訳

職員給与費、支払利息、動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、路面復旧費、

委託料、負担金、受水費、受託工事費、その他費用

(出典)平成31年4月1日付け総財第30号通知「水道事業における資本費等の算出方法について」

水道料金の算定における長期前受金戻入の取り扱いについて

水道料金算定要領(平成27年2月改定 公益社団法人 日本水道協会)(抄)

(Ⅰ 水道料金算定要領)

2. 総括原価 (3) 営業費用 (リ) 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

(Ⅱ 説明資料)

2. 総括原価 (5) 営業費用 ハ 営業費用の算定 (リ) 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、性質別に数量又は規模を見積もり、これに収入単価又は収入率を乗じて適正に算出した額とする。

各収益項目の数量・規模及び単価・率の見積りにあたっては、過去の実績、全般的事業計画及び経済の推移等を十分に勘案しなければならない。

なお、**長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めないものとする。**

※長期前受金戻入額の取り扱いについては、平成27年2月改定より追加されている。

積立金等の考え方

積立金制度の見直し及び資本金組入れの義務付けの廃止

「地方公営企業会計制度等研究会報告書」(平成21年12月)の提言を踏まえ、及び「地方分権改革推進計画」(平成21年12月閣議決定)に基づき、地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における「資本制度」を見直す一環として、積立金制度及び組入資本金制度等を改正。

○積立金制度の見直し(地方公営企業法第32条及び第32条の2)(平成24年4月1日から適用)

	① 利益剰余金の処分	② 資本剰余金の処分	③ 資本金の額の減少
改正前	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	不可
改正後	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

➡ 全国統一ルールによる利益処分としての積立義務が廃止され、地域の実態とニーズに応じた積立ルールの構築が可能に

○資本金組入れの義務付けの廃止(旧地方公営企業法施行令第25条)(平成26年度予算から適用)

改正前	①減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合に、その使用した減債積立金に相当する額 ②任意の積立金である建設改良目的積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合に、その使用した建設改良目的積立金に相当する額 ③任意の積立金を使用して一般会計等からの長期借入金を償還した場合に、その使用した積立金に相当する額を、自己資本金に組み入れなければならない。
改正後	資本金組入れの義務付けについては廃止(固定資産取得等に使用され、資本金に組み入れられなかった積立金は、企業会計と同様に、「繰越利益剰余金(未処分利益剰余金)」と整理するものとする。)

上水道事業における積立金の状況と利益処分の考え方

団体規模	団体名	積立金名称	※1				※2	
			H29積立額(千円) (平成28年度決算書 剰余金処分額)	平成29年度末 積立金残高(千円)	H30積立額(千円) (平成29年度決算書 剰余金処分額)	利益の 処分方法	利益処分の考え方 (条例内容や金額の決定方法等)	資本金への組み入れ
都道府県	A	減債積立金	—	0	20,046,779	①	条例により、1/20を下らない金額(及び建設改良積立金・大規模浄水場更新積立金処分後の残額)を計上	①
		建設改良積立金	—	0	400,000	③	当初予算において予定処分額を計上し、議会の議決を得る	
		大規模浄水場更新積立金	—	42,621,893	9,300,000	②	議会の議決により、当年度純利益から減債積立金をあらかじめ確保し、議決済みの建設改良積立金を除いた額の1/3を計上	
政令市	B市	建設改良積立金	2,907,050	0	4,351,531	③	当年度純利益のうち、予定処分額を除いた金額について、建設改良積立金として議会の議決を経て処分	①
		水道施設更新積立金	2,000,000	15,600,000	0	③	将来見込まれる大規模改修に備え、決算での財政状況を踏まえつつ、利益剰余金の一部を水道施設更新積立金として積立て	
	E市	建設改良積立金	500,000	0	3,822,092	②	未処分利益剰余金の内、現金の裏付けのない額は資本金として処分し、残り全額を建設改良積立金として処分	①
中核市	F市	減債積立金	1,332,523	1,332,530	1,365,350	③	翌年度及び翌々年度の元利償還金の合計になるように積立て	①
		建設改良積立金	522,026	2,149,602	593,655	③	当年度純利益から減債積立金への積立額を除いた額を翌年度以降の建設改良費に充当	
		災害対策準備金	0	340,000	0	③	H9料金改定時に、災害発生時の準備金として積立て	
	I市	減債積立金	0	1,957,339	0	③	金額等は将来の施設改良費用等を鑑み、議会の議決によって決定	
		建設改良積立金	2,156,114	4,715,928	1,332,395	③	金額等は将来の施設改良費用等を鑑み、議会の議決によって決定	
給水人口 10万人	J市	減債積立金	0	82,835	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	②
		利益積立金	0	1,606,407	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	
		建設改良積立金	470,000	1,470,000	340,000	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決) (なお、この数年は、当年度未処分利益剰余金のうち端数(1千万円未満の額)を除いた額を積立て)	
	M市	減債積立金	25,100	40,378	22,800	②	制度改正前に法定積立金であった時の方法を踏襲しており、最低額である純利益の20分の1を計上し、議会の議決を経て処分	
		建設改良積立金	334,000	1,199,497	303,000	②	純利益から減債積立金を除いた後の70%(10万円台を切り上げ)を計上し、議会の議決を経て処分。(ただし、純利益の金額を考慮のうえ判断)	
給水人口 5万人	N市	減債積立金	24,000	200,000	22,000	③	純利益の20分の1以上を目安として積立て	②
		建設改良積立金	500,000	1,500,000	500,000	③	将来の施設建替等を予測し、可能な限り積立て	
	Q市	減債積立金	165,212	1,028,841	158,303	①	条例に基づき、繰越欠損金を埋めた後の残額の20分の1を下らない金額(企業債の額から減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積立て	
		利益積立金	0	491,015	0	①	条例に基づき、企業債を有していないか、又は企業債を有しているも企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額(減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあっては、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額)を利益積立金として積立て	
		建設改良積立金	0	670,956	0	①	条例において、減債積立金及び利益積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる旨を規定	
給水人口 1万人	R村	減債積立金	0	67,000	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)	②
		建設改良積立金	20,996	1,831,712	18,175	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)(※優先的に積立)	
	S町	減債積立金	0	60,000	0	③	利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)(※近年新たな積立はなし)	
		建設改良積立金	75,000	413,600	70,000	②	議会の議決による処分(※営業利益相当分)	

※年間総有収水量1㎡あたりの利益剰余金が多い団体から規模別に2団体ずつ選出

※1 利益処分の方法…①条例により処分、②内部ルールを定め、定例的に処分(議決)、③利益が出た際にその都度方針を定め、処分(議決)

※2 積立金使用後の資本金への組入…①旧令第25条と同様のルールを定め、組入れを実施、②組入れを実施していない(未処分利益剰余金のまま)